○経済産業省告示第二百六十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から施行する。

なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。

平成二十九年十一月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。

一　令別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物であって、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域においてキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）が発行されたものであり、かつ、その容器若しくは包装が開いていないものであって、その容器若しくは包装に開かれた跡がないもの

二　令別表第二の三五の二の項（一）に掲げる貨物であって、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第八条又は第九条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物については、同法第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）

○経済産業省告示第二百六十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月九日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録養成機関として登録をしたので、同規則第三十五条第三項で準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十一月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号第十三号　札幌商工会議所

○防衛省告示第二百二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月一日から平成三十年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・三・二百十二―四十七号八尾富田林線及び南部大阪都市計画道路事業三・三・二百二十六―一号八尾富田林線

三　事業施行期間　自平成二十九年十一月二十二日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府八尾市老原九丁目、空港一丁目及び二丁目、南木の本八丁目及び九丁目、木の本三丁目、太田新町一丁目及び三丁目、若林一丁目、二丁目及び三丁目並びに太田三丁目及び四丁目地内

使用の部分　大阪府八尾市太田四丁目及び九丁目地内

大阪府藤井寺市津堂四丁目地内

○九州地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十二日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十七号　雲仙市小浜町北本町字新湯之崎九三二番三から同市小浜町北本町字湯之崎九一六番一七まで　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十二日

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

十一月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

わが国におけるヒアリの侵入・定着状況に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

合衆国大統領の核攻撃命令についての違法性の議論に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

科学的特性マップに関する意見交換会の参加者募集に関する質問主意書（初鹿明博提出）

**議事日程**

十一月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十九年十一月二十一日（火曜日）

午後二時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

## 参議院

**議事日程**

十一月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成二十九年十一月二十一日（火曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

**議案送付**（予備審査）

十一月二十日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）（参第二号）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）（参第三号）

地方自治法の一部を改正する法律案（浅田均発議）

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）（参第六号）

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（浅田均発議）

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案（藤巻健史発議）

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均発議）